平成３０年（フ）第４０９４号
東京都荒川区荒川１丁目31－７－202
債務者　徳永　篤史
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０６号
横浜市港南区笹下５丁目10番４号
債務者　田中　泰司
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１００号
愛知県豊橋市西高師町字小谷87番地の１－Ｂ
債務者　小松　孝子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後４時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４０１８号
東京都練馬区石神井町８丁目50－７－101
債務者　新井　順也
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０１９号
東京都杉並区下高井戸１丁目18－15－503
債務者　中川紗弥香
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０３１号
東京都江戸川区南葛西５丁目17－４－1411
債務者　吉川理奈香
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０７８号
東京都墨田区京島３丁目15－10－201
債務者　五戸　廣之
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０９７号
東京都府中市片町２丁目３－７　レジデンス23　１－Ｃ
債務者　橋本喜美子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７４８号
東京都府中市日新町１丁目６番地の６省和荘201
債務者　馬醫　則幸
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８９号
沖縄県沖縄市住吉２丁目９番13号　住吉アパート101号
債務者　五十嵐良平
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第９２号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾563番地５　２Ｆ
債務者　稲嶺　初美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２２３号
静岡県焼津市すみれ台１丁目22番801号
債務者　村松　賢一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
愛知県豊川市御津町西方樋田43番地１　ミューズイン西方204号室
債務者　竹内希恵こと　朴　　希恵
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市一色町字天狼６番地　カインドネス豊橋一色104号、住民票上の住所愛知県豊田市亀首町下西山86番地１　ルネッサンス山本Ａ－204号
債務者　板垣　正宏
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１７１号
愛知県岡崎市坂左右町字堤上24番地１　レオパレス菜花211
債務者　藤井　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係